

# 大分県報

平成三十年  
三月五日  
号外  
(一三)

(月曜日)

## 目次

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月五日

大分県知事 広瀬勝貞

### 規則

#### 大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
別表の自動車保管場所関係事務の項を次のように改める。

自動車保管場所関係事務	
自動車保管場所証明手数料	大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第三十二条第一項ただし書に規定する電子納付により収入するものを除く。
保管場所標章交付手数料	

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年三月五日

大分県報号外（規則）